

加東市保育利用調整基準（令和7年度分）

認定こども園又は保育所等への保育利用調整を実施するにあたり、次表のとおり調整基準を定める。
 保育の必要度は、基本点数及び調整点数の合計点数で判定する。ただし、合計点数が0点未満となった場合は0点とする。

■入所選考基準（新規児童）

【基本点数】

【保育点数表】

番号	保育必要事由		内容		点数
1	就労	被雇用者及び自営業等の中心者	月 1 7 0 時間以上の労働を常態		10
			月 1 6 0 時間以上 1 7 0 時間未満の労働を常態		9.5
			月 1 4 0 時間以上 1 6 0 時間未満の労働を常態		9
			月 1 2 8 時間以上 1 4 0 時間未満の労働を常態		8.5
			月 1 1 2 時間以上 1 2 8 時間未満の労働を常態		8
			月 9 6 時間以上 1 1 2 時間未満の労働を常態		7.5
			月 6 4 時間以上 9 6 時間未満の労働を常態		7
			月 4 8 時間以上 6 4 時間未満の労働を常態		6.5
		自営業等の協力者	月 1 6 0 時間以上の労働を常態		7
			月 1 2 8 時間以上 1 6 0 時間未満の労働を常態		6
			月 9 6 時間以上 1 2 8 時間未満の労働を常態		5
			月 4 8 時間以上 9 6 時間未満の労働を常態		4
		内職	月 1 6 0 時間以上の労働を常態		5
			月 1 2 8 時間以上 1 6 0 時間未満の労働を常態		4
			月 9 6 時間以上 1 2 8 時間未満の労働を常態		3
			月 4 8 時間以上 9 6 時間未満の労働を常態		2
2	妊娠・出産		母が出産（予定）日の前後 8 週間の期間である		10
3	保護者の疾病・障害	疾病	入院又は入院に相当する自宅療養で常に病臥している場合		10
			通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		8
			疾病などにより、保育に支障がある場合		5
		障害	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、又は療育手帳 A の交付を受けていて、保育が常時困難な場合		10
			身体障害者手帳 3・4 級又は療育手帳 B 1 の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合		8
			身体障害者手帳 5・6 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、又は療育手帳 B 2 の交付を受けていて、保育が困難な場合		6
4	親族の介護・看護	保護者と同居している親族又は一人暮らしの親族の介護・看護	要介護認定 3～5 程度、身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、又は療育手帳 A である者を常時介護している		10
			要介護認定 1～2 程度、身体障害者手帳 3・4 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、又は療育手帳 B である者を常時介護している		8
			入院・通院・通所等の付き添い	月 2 0 日以上 1 日 6 時間以上の付き添いが必要	8
				月 1 6 日以上 1 日 4 時間以上の付き添いが必要	6
		上記以外の親族の看護・介護	入院・通院・通所等の付き添い	月 2 0 日以上 1 日 6 時間以上の付き添いが必要	5
				月 1 6 日以上 1 日 4 時間以上の付き添いが必要	4
			上記に該当しない範囲で病人や障害者の介護・看護が必要		3
5	災害・復旧		災害等により自宅等の復旧にあたっている		10
6	求職活動		求職又は起業の準備活動中で、それを証明する資料の添付がある場合		4
			求職又は起業の準備活動中で、それを証明する資料の添付がない場合		2
7	就学		職業訓練校、専門学校、大学等	月 1 2 0 時間以上就学している	8
				月 4 8 時間以上就学している	6
8	虐待やDV		虐待、DVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合		10
9	その他		その他、保育が必要な事由に類するものとして市長が認める場合		※1

（注）

1. 父母それぞれの点数を合算し、世帯の点数とする。
2. 父又は母の状況が複数の保育必要事由に該当する場合は、原則として高い方の点数とする。
3. 労働時間に通勤時間は含まない。
4. 労働形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、点数を決定する。
5. 保育必要事由「その他」の点数「※1」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

【調整点数】

	番号	内容	点数
加算 点数	1	両親共にいない家庭（父母の死亡、離別、行方不明、別居等で両親のいない家庭）	+20
	2	ひとり親家庭（求職中）	+19
	3	ひとり親家庭（求職中を除く）	+13
	4	ひとり親家庭※児童扶養手当証書等がない場合	※2
	5	生活保護世帯	+3
	6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+1
	7	育児休業を終了し職場復帰する場合（就労証明書に加え添付書類あり）	+2
	8	育児休業を終了し職場復帰する場合（就労証明書以外に添付書類なし）	+1
	9	育児休業後の復帰を予定して利用申込をしていたが入所ができないまま保護者が勤務復帰した場合	+3
	10	保護者が市内の特定教育・保育施設で、保育士等（看護師を含む）として勤務をする場合	+13
	11	保護者が市外の特定教育・保育施設で、保育士等（看護師を含む）として勤務をする場合	+9
	12	保護者が市内の特定教育・保育施設で、保育士等以外（調理員・保育補助・養護教諭）として勤務をする場合	+9
	13	保護者が市内の企業主導型保育事業施設で、保育士等（看護師を含む）として勤務する場合	+6
	14	保護者が市内の放課後児童健全育成事業施設で勤務をする場合	+10
	15	保護者が市外の放課後児童健全育成事業施設で勤務をする場合	+6
	16	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、又は療育手帳Aの交付を受けている場合	+3
	17	保護者が身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、又は療育手帳B1の交付を受けている場合	+2
	18	入所申請児童が障害を有する場合	+1
	19	同時に2人以上の保育所等の利用を希望する場合	+1
	20	多胎児が同時に保育所等の利用を希望する場合	+3
	21	継続入所の兄弟姉妹がいる場合	+5
	22	継続入所の兄弟姉妹がいる場合であり、かつ同時に2人以上（多胎児を含む）の保育所等の利用を希望する場合	+6
	23	兄弟姉妹が現に異なる保育所等を利用しており、兄弟姉妹が現に利用している一方の保育所等に転園を希望する場合	+6
	24	小規模保育事業（企業主導型保育事業を含む）などの3歳児以上の受入のない施設の卒園児童	+3
	25	廃止・閉園などにより、今後の受入のない施設の児童	+3
	26	虐待やDVのおそれがある場合など、児童擁護の観点から優先的な取扱いが必要な場合	※3
減算 点数	27	利用調整時点における入所児 又は卒園児の利用者負担額 （保育料）等の滞納	滞納が2か月分ある世帯 滞納が3か月分以上あり、分納履行中である世帯 滞納が3か月分以上あり、直近3か月以内に納付がない世帯
	28		
	29		
	30	兄弟姉妹がすでに幼稚園部での新規入園が内定（又は継続入園で決定）している場合（ただし、育児休業を終了し職場復帰する場合または新2号認定を取得する場合を除く）	-3
	31	3歳未満児が保育所等の利用を希望する場合で、当該児童以外に保育所等への利用申込のない未就学児がいる世帯	-5
	32	家庭状況書の「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる」回答欄に「はい」のチェックがある場合	-20
	33	就労認定の継続入所の兄弟姉妹がいる場合の税情報（育児休業を終了し職場復帰する場合を除く） ※入所希望月の保育料算定年度の税情報	申告等があるが控除対象配偶者となっている保護者である 申告等があるが各種収入が0円であり、控除対象配偶者となっている保護者である 申告等がなく控除対象配偶者となっている保護者である
	34		
	35		
	36		

- 調整点数の内容に複数該当する場合は、該当するすべての点数を合算する。
ただし、番号19から23までは重複して加算しない。
- 加算点数の番号4の点数「※2」については、基本点数と同点数を加算する。
- 加算点数の番号26の点数「※3」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

【同一点数時の優先順位】

1	利用調整時点において、「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当し、待機児童となっている者
2	利用調整時点において、「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当しないが、入所保留となっている者
3	ひとり親家庭に該当する者
4	点数に減算のない者
5	世帯の基本点数が高い者
6	継続入所の兄弟姉妹がいる者
7	当該保育所等の希望順位が高い者
8	希望する施設の所在地と同じ小学校区内に住所がある者
9	養育されている小学校3年生以下の子どもの人数がより多い世帯に属する者
10	申込時の保育料算定に係る市区町村民税所得割を比較し、所得割額の合計がより少ない世帯に属する者

市外在住新規児童（転入予定者を除く。）の受入れ調整については、市内在住新規児童の利用調整後で定員に空きがある場合に実施する。転入予定の児童は市内在住新規児童と同時に選考する場合がある。入所希望月までに転出する場合は市外在住新規児童と同様の調整方法を実施する場合がある。

保育所等受入数を申込数が上回る場合、1次募集受付分を優先して選考するものとする。ただし、1次募集期間以降に出産した場合は、1次募集受付分と同時に選考する場合がある。